

「徳島県高等学校教育改革実行計画（仮称）」策定等支援業務公募型プロポーザルに関する質問及び回答

令和8年8月18日

高校教育改革促進事業計画策定等支援業務に関して提出された質問、およびそれに対する回答を以下の通りまとめました。

番号	質 問	回 答
1	【募集要項4(3)企画提案書の様式等について】 ①企画提案書について、ページ数の上限及び文字サイズ等の書式の指定はあるか。 ②正本1部は製本せず着脱可能なクリップ等でまとめることとされているが、副本5部については製本しての提出は可能か。 ③副本5部の製本・綴じ方について、特段の指定や制限はあるか。 ④副本5部について、表紙や本文中に事業者名（法人名、ロゴマーク等）が特定できる情報を記載しない等の配慮が必要か。それとも、正本と同様に事業者名を記載したものでよいか。	①ページ数の制限はありませんが、「文字の大きさや見やすさに留意して作成」してください。 ②可能です。 ③制限はありません。 ④副本5部について事業者名（法人名、ロゴマーク等）を伏せる（匿名化する）必要はありません。正本と同様に、事業者名を記載したものを提出して問題ありません。
2	【仕様書4(2)改革先導拠点に関する資料のご提供について】 企画提案の前提として、各改革先導拠点が同事業へ申請した事業計画書等の資料を提供いただくことは可能か。また、申請書類そのものの提供が困難な場合は、各拠点の事業目標、主な取組内容、実施体制及びKPI等の概要が分かる資料を提供いただくことは可能か。	申請書類一式につきましては、機密情報等が含まれるため提供することはできません。 なお、企画提案に必要となる「各拠点の事業目標や取組内容等の概要が分かる資料」につきましては、公平性を期すため、8月19日に県ホームページ上に掲載いたします。そちらを御確認ください。

3	【仕様書4(1)①、4(2)調査及び伴走支援の想定規模について】 見積の積算根拠とするため、 ①改革先導拠点及び協力校に対するヒアリング調査の想定回数(1校あたり及び業務期間全体)、 ②県内企業、経済団体、大学その他の関係機関並びに有識者に対するヒアリング及びアンケート調査の想定対象数、 ③改革先導拠点に対する伴走支援の想定実施回数について、 県が想定する水準がありましたら教示ください。 県として特段の想定がなく、提案者が企画提案において設定するものである場合は、その旨を教示ください。	①明確な数値の指定はありません。 「業務期間内に、効果的かつ現実的に遂行可能なヒアリング・訪問のプロセスと回数」を提案者が主体的に設計し、提案してください。 ②具体的な「想定対象数」の数値指定はありません。 「どのような対象に、どの程度の規模で調査を行えば、計画策定に向けて十分に実効性のあるデータが集まるか」という設計自体を提案者が行ってください。 ③県が想定・指定する具体的な数値は示されていません。 業務期間中に、どのようなスケジュールで、何回の伴走支援を対面・オンラインで実施するのが効果的か提案者側から提示してください。
4	【仕様書4(1)①、4(2)、7(1)業務の実施方法について】 ①改革先導拠点及び協力校に対するヒアリング調査並びに伴走支援について、オンラインによる実施は可能でしょうか。現地訪問を必須とされる場面がございましたらご教示ください。 ②週1回程度の定例打合せについて、オンラインでの実施を基本とすることは差し支えないでしょうか。	①学校へのヒアリングや伴走支援の実施手段を「現地訪問のみ」に制限する規定はありません。 ただし、初期の信頼関係構築や現場の実態を深く把握するためのプロセスの中で、効果的なアプローチとして現地訪問を自主的に計画へ組み込んでください。 ②オンラインを含む実施で差し支えありません。

5	【仕様書4(1)③④実行計画の策定工程について】 企画提案及び工程計画の前提とするため、 ①実行計画(素案)の作成完了時期、 ②県民意見募集(パブリックコメント)の実施時期、 ③実行計画の策定・公表の予定時期、 ④概要版の作成及び広報の実施時期について、 現時点で県が想定される工程をご教示ください。	①令和8年10月中旬頃を想定しています。 ②令和8年12月下旬頃に県が実施するパブリックコメントの意見を計画案へ反映させることを想定しています。 ③及び④につきましては、現時点では未定となっておりますが、年度内に策定予定です。 企画提案に関しましては、貴社が業務遂行上適切と考えるスケジュールにて御提案ください。実際の詳細な工程につきましては、契約締結後に受託者と協議のうえ決定いたします。
6	【仕様書4(1)②について】 シミュレーションの実施に当たり、県が保有する関連データ（学校別の生徒数・学級数、地域別の中学校卒業者数の将来推計、生徒の通学実態等）については、業務内で提供を受けられるという理解でよいのか。	そのご理解で間違いありません。
7	【仕様書7(5)業務の再委託について】 仕様書には、事前に再委託の範囲等を提示し承諾を得ることで「先導拠点校の伴走を担うアドバイザー等」の一部再委託が可能とある。 プロポーザルの応募段階（企画提案書・業務計画書の提出時）において、この一部再委託を想定している場合、再委託予定先の名称や再委託範囲、具体的な役割等を企画提案書や業務計画書（体制図等）に明記して提出する必要があるか。それとも、選定後の契約締結前の詳細協議段階で提示すればよいのか。	契約上の手続きとしては選定後の協議段階（または契約締結後）に正式な書面提示と承諾取得が必要となりますが、プロポーザルの応募段階（企画提案書・業務計画書の提出時）においては、再委託予定先の名称、具体的な範囲、役割などを体制図や提案書に明記して提出してください。

8	【募集要項3④および4(2)について】 共同企業体（JV）を構成して応募する場合の提出書類について、 ①「参加申込書（様式第1号）」および「参加者の概要（様式第2号）」について、代表者および全ての構成員がそれぞれ個別に作成したものを一括して提出する必要があるか。あるいは、代表者名義（または連名）のものを1部提出する形でよいのか。 ②法人登記簿謄本、定款、直近の決算書等の添付資料についても、代表者だけでなく構成員全員分の提出が必要か。 ③共同企業体を結成していることを証明する「共同企業体協定書」（任意様式）等の提出は必要か。	①「参加申込書（様式第1号）」：代表者名義（または構成員連名）のものを1部提出する形で問題ありません。 「参加者の概要（様式第2号）」：代表者および構成員全員分をそれぞれ個別に作成し、一括して提出する必要があります。各構成員が応募要件を満たしているか、またどのような体制で臨むかを県側が確認するためです。 ② 構成員全員分の提出が必要です。徳島県は代表者・構成員の双方が資格要件を満たすことを求めているため、それを客観的に証明するこれらの添付書類（コピー可）は、全員分を揃えて提出しなければなりません。 ③JVとしての意思決定ルールや役割分担、出資比率を証明するため、「共同企業体協定書（自主締結したもの）」の写しを任意資料として添付してください。
9	【仕様書4(3)について】 『「徳島県高等学校教育改革実行計画（仮称）」の広報』について、現状貴県で委託者へ期待したい内容があれば、ご教示ください。または、提案に含める理解で良いかご教示ください。	質問の認識で間違いありません。企画提案（業務計画書）の中に具体的な広報計画・アプローチを含めてご提案ください。

10	【仕様書7(2)、(5)について】 外部の専門機関・専門人材への一部委託を予定する場合、企画提案書（業務計画書）に委託範囲及び連携体制を提出することをもって「事前に再委託範囲等を県に提示」したものと取り扱っていただけるでしょうか。承諾の手続き及び時期についてご教示ください。	企画提案書への記載・提出のみをもって、契約上の「正式な再委託の承諾」が完了したものと取り扱うことはできません。提案書での提示はあくまで選定のための評価材料（予定）であり、契約締結に向けて別途、正式な承諾手続きが必要となります。
11	【募集要項5について】 (1)企画提案選定委員会の開催について、9月上旬のオンライン審査の候補の日程があれば、ご教示いただけますでしょうか。	9月上旬（9月1日～4日、7日）で現在日程調整中のため、正確な日時は後日お知らせいたします。